

石油ガス税の申告を e-Tax で

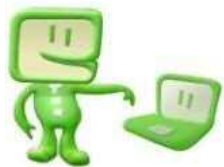
リーフレット	・・・	1
◆充填場ごとに e-Tax の 利用開始手続きをする	・・・	3
◆電子証明書を手にする	・・・	13
◆e-tax ソフトをインストールする	・・・	17
初期登録関係（マニュアル抜粋）	・・・	23
石油ガス税 e-Tax 申告スライド	・・・	63
納税関係（マニュアル抜粋）	・・・	83
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク	・・・	103

石油ガス税の申告を



e-Taxで

令和2年6月から、石油ガス税の申告書について、
e-Tax（電子申告）により提出できるようになりました。



e-Taxなら・・・

1 インターネットを利用して
税務署に出向くことなく申告ができます。

2 インターネットを利用して
自宅やオフィス等から申告ができます。

3 申告書や添付書類のデータ管理が可能となり
ペーパーレス化につながります。



国税庁

法人番号 7000012050002

e-Taxを利用するには

- ◆ **充てん場ごと**にe-Taxの**利用開始**をする
e-Taxホームページより「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を**オンライン**で提出し利用者識別番号を取得してください（**即時発行**されます）。
- ◆ **電子証明書**を入手する
公的認証局や民間認証局から電子証明書を入手してください。
- ◆ e-Taxソフトを**インストール**する
e-Taxホームページからダウンロードできます。

納税もe-Taxが便利

電子納税を利用すれば、金融機関や税務署に出向くことなく納付できます。

- **ダイレクト納付**
- **インターネットバンキングなどによる納付**

利用可能時間

▶ 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。） **24時間**
（注） 休祝日の翌稼働日は 8時30分 から利用開始となります。

▶ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 **8時30分 ～ 24時**

※ 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

詳しくは、**e-Tax ホームページ** をご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

🔍 イータックス

検索

e-Taxホームページでは、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作マニュアル、よくある質問（Q&A）など最新の情報を掲載していますのでご覧ください。

e-Taxソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax ・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。



「石油ガス税の申告を e-Tax で」の裏面
 → 「e-Tax を利用するには」
 → 「◆充填場ごとに e-Tax の利用開始手続をする」の詳しい案内です。

国税庁ホームページ



をクリック。



→ の順にクリック。



ここから次ページ以降です。



法人でご利用の方

トピックス ご利用の流れ 参考情報

トピックス

大法人の電子申告
義務化について

利便性向上施策等
全ての法人を対象とした利便性向上施策
等を掲載しています。

金融機関の方へ
NISAコーナー、FATCAコーナー、CRS
コーナーがご利用いただけます。

地方公共団体の方へ
インターネット環境、LGWAN環境にお
けるマニュアル等を掲載しています。

法定調書の電子申告
義務化について

添付書類のイメージデータによる提
出について

ご利用の流れ

- 1
利用者識別番号の取得
✓
- 2
電子証明書の取得
✓
- 3
手続を行うソフト・
コーナーを選ぶ
✓
- 4
申告・申請データを
作成・送信する
✓
- 5
送信結果を確認する
✓

1 利用者識別番号の取得

e-Taxをご利用いただくためには、利用者識別番号（半角16桁の番号）が必要です。利用者識別番号を取得するためには、以下のいずれかの手続きを行ってください。

＊ ご注意


既に利用者識別番号を取得されている方が、新たに利用者識別番号を取得すると、今までの利用者識別番号は利用できなくなり、申告書等の送信結果をお知らせしている「メッセージボックス」の内容確認等もできなくなります。

今までの利用者識別番号、暗証番号が分からない場合は、「[変更届出](#)」の手続きを行ってください。

スクロール
↓

【取得方法①】WEBから利用者識別番号を取得する 必要なもの



「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」から開始届出書を作成・送信すると、利用者識別番号を取得できます。また、メッセージボックスに「利用者識別番号等の通知」も併せて格納されます。

PCの場合  推奨環境を満たしたPC

クリックして次ページ

【取得方法②】法人設立ワンストップサービスから利用者識別番号を取得する 必要なもの

「法人設立ワンストップサービス」から法人代表者のマイナンバーカードを使って、開始届出書を作成・送信すると、利用者識別番号を取得できます。

PCの場合  電子証明書  ICカードリーダーライタ

【取得方法③】書面で利用者識別番号を取得する

国税庁HPの「[手続名] 電子申告・納税等開始(変更等)の届出」から用紙をダウンロードし、必要事項を記載の上、提出先税務署へ送付又は持参していただくと、郵送に利用者識別番号が通知されます。また、メッセージボックスに「利用者識別番号等の通知」も併せて格納されます。

【取得方法④】税理士に依頼し、利用者識別番号を取得する

関与税理士の方に開始届出書を代理送信してもらうことも可能です。詳細は、関与税理士の方にご確認ください。

2 電子証明書の取得

申告等データを送信する際には、そのデータについて、利用者の方本人が作成し、改ざんされていないことが確認でき、更に自署・押印に代わるものとして、電子署名を行っていただいております。

なお、電子署名を行うためには、事前に電子証明書を取得しておくとともに、利用される電子証明書がICカードに組み込まれている場合には、ICカードリーダーライタ及びそれを使用するためのデバイスドライバが別途必要になります。

※ ご注意
所得税徴収高計算書(10種類)、納付情報登録依頼及び納税証明書の交付請求(署名省略分)のみを利用する場合は不要です。

電子証明書の取得

電子証明書の取得

e-Taxで利用できる電子証明書は、電子署名法の特認業務の認定を受けた上で、政府認証基盤(GPKI)のブリッジ認証局と相互認証を行っている認証局が作成した電子証明書等のうち、e-Taxで使用可能であることが確認されたものです。

具体的には「e-Taxで利用できる電子証明書」をご確認ください。

なお、法人の代表者のマイナンバーカードも電子証明書としてご利用いただけます。

3 手続を行うソフト・コーナーを選ぶ

拡大表示

▲ 開始届出書 (法人用) 新規

クリックすると
↓表示されます

拡大表示

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーでは、上記の「e-Taxの開始(変更等)届出書」をWEB上で、作成・送信することができ、即時に利用者識別番号及び暗証番号を通知(注)します。

利用者識別番号とは、e-Taxをご利用いただくために必要な半角16桁の番号です。暗証番号とは、利用者識別番号を取得又は更新した際に登録した半角英数字8文字以上50文字以内のもので、

利用者識別番号及び暗証番号は、e-Taxにログインする際、本人認証のために必要不可欠なものとなりますので、利用者本人の責任において盗難等の事故が起こらないよう適切に管理してください。

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーで作成できる届出書は以下のとおりです。

▼ 開始届出書

▼ 変更等届出書

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーを利用するに当たっては、「こちら」の手順を実施してください。

↑
クリックして次ページ

関連情報

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーを利用するに当たって

作成・送信する開始(変更等)届出書の選択

マイナンバーカード方式について

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーの利用規約

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーについてよくある質問



e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーを利用するに当たって

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーのご利用に当たっては、以下の手順を実施してください。

1	2	3
利用規約の確認	利用環境の確認	ルート証明書等のインストール
4	5	
利用可能時間	届出書の選択	

(1) 利用規約の確認

国税電子申告・納税システムの利用及びオンラインでの開始(変更等)届出書の提出に当たっては、次の利用規約の全ての条項に同意いただく必要がありますので、ご利用前に必ずご確認ください。

- 1 国税電子申告・納税システムの利用規約
- 2 e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーの利用規約

(2) 利用環境の確認

e-Taxの利用に当たり、受付システムについては、ハードウェア、オペレーティングシステム(OS)及びWWWブラウザに関して、次のような環境を推奨しています。推奨環境とは、国税庁において動作を確認した環境です。

- ▼ ハードウェア
- ▼ Windowsをご利用の方
- ▼ Macintoshをご利用の方

スクロール ↓

(3) ルート証明書等のインストール

e-Taxのご利用に当たっては、ご使用のパソコンに政府共用認証局(官職認証局)、政府共用認証局(アプリケーション認証局2)のルート証明書・中間証明書及びセコムパスポートfor WebSR3.0のルート証明書・中間証明書をインストールする必要があります。

お使いのパソコンのOSによってルート証明書等のインストール手順が異なります。

▼ Windowsをご利用の方

▼ Macintoshをご利用の方

(4) 利用可能時間

e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーの利用可能時間は、e-Taxの利用可能時間に限られます。利用可能時間については、「[e-Taxの運転状況・利用可能時間](#)」をご確認ください。

(5) 届出書の選択

以下のリンクから、e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーをご利用いただけます。

届出書の選択 ← クリックして次ページ

国税庁 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 法人番号7000012050002

[このサイトについて](#) [ご意見・ご要望](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [利用規約・免責事項・著作権](#) [プライバシーポリシー](#)

国税庁Copyright © NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.



作成・送信する開始(変更等)届出書の選択

▼ ご注意ください。

開始届出書

変更等届出書

留意事項

開始届出書を作成する

開始届出書は、e-Taxを初めて利用される方が、利用者識別番号を取得するための手続です。利用者の区分に応じて、作成する開始届出書を選択してください。

なお、利用者識別番号や暗証番号をお忘れになった場合には、「[変更等届出を作成する](#)」の手順に沿って手続を行ってください。

開始届出書 (個人の方) 新規

開始届出書 (法人用) 新規 ← 7/17

開始届出 (個人の方) 税理士等新規

開始届出 (法人用) 税理士法人等新規

↳ この後、「開始届出書(法人用)新規」画面に、法人名等の入力を行って下さい。

入力が全て終了すると、利用者識別番号及び暗証番号が発行されます。

これらの番号は、二度と表示されないため 必ずメモ等で記録しておいて下さい。

「石油ガス税の申告を e-Tax で」の裏面
→ 「e-Tax を利用するには」
→ 「◆電子証明書を入手する」のご案内です。

みなさまそれぞれにおいて、手数料、利用目的等に対する考えをお持ちでいらっしゃると思います。

次ページ以降の「e-Tax で利用できる電子証明書」に掲載している外部サイトでご検討の上、電子証明書を取得してください。

次ページ以降については

国税庁ホームページ → e-Tax → 「目的から探す」の「ご利用の流れ」
→ 「2.電子証明書の取得」の「マイナンバーカード以外の電子証明書の取得」
の「e-Tax で利用できる電子証明書」に掲載しています。



個人の方 法人の方 電子納税 お知らせ 各ソフト・コーナー サイトマップ ログイン
 市 サイトマップ よくあるご質問 お問い合わせ 文字サイズ 標準 大 ログイン

ホーム > ご利用の流れ > 電子証明書の取得

本文へ

電子証明書の取得

電子証明書とは e-Taxで利用できる電子証明書 電子証明書の有効期間等

電子証明書とは

e-Taxでは、インターネットを利用してやりとりするデータについて、電子証明書及び電子署名を用いて、以下の2点を確認しています。

- そのデータの作成者が誰であるのか
- 送信されたデータが改ざんされていないこと

つまり、インターネットを利用したデータのやりとりにおいて、免許証やパスポートのような本人確認の役割を果たすものが電子証明書であり、データの真正性を保証するために必要なものが電子署名なのです。



[拡大表示](#)

- (注1) 税理士等が納税者の申告等データを作成し、送信する場合は、税理士等の電子署名の付与及び電子証明書の添付のみで送信することができます(納税証明書の交付請求手続をe-Taxを利用して行う場合は除きます。)。詳しくは、「e-Taxで申告等データを送信する際の電子署名等の一部省略について」をご覧ください。
- (注2) 所得税徴収高計算書(10種類)、納付情報登録依頼及び納税証明書の交付請求(署名省略分)のみを利用する場合には、電子証明書は不要です。
- (注3) 電子証明書のパスワードはe-Taxで電子署名及び電子証明書の添付を行う場合に必要になりますのでお忘れになったり、盗難等の事故がないように適切に管理して下さい。

e-Taxで利用できる電子証明書

e-Taxで使用できる電子証明書は、電子署名法の特定認証業務の認定を経た上で、政府認証基盤(GPKI)のブリッジ認証局と相互認証を行っている認証局が作成した電子証明書等のうち、e-Taxで使用可能であることが確認されたものです。具体的には以下のとおりです。取得方法及び費用につきましては、各電子証明書の発行機関へお尋ねください。

令和2年1月より、電子委任状取扱事業者から発行される委任事項を搭載した電子証明書についても、これまでの電子証明書と同様に電子署名(電子証明書の添付)・送信が可能となりました。詳細は、「e-Taxで利用可能な電子委任状について」をご確認ください。

公的個人認証サービス

地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づいて、地方公共団体情報システム機構が発行し、市区町村が交付するもの。「公的個人認証サービス」に係る電子証明書を取得するためには、住民票のある市区町村にマイナンバーカード（個人番号カード）の交付申請を行い、マイナンバーカード(電子証明書が標準的に組み込まれます。)の交付を受けます。

(公式サイト) <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

商業登記認証局

法務省が運営する「商業登記認証局」が発行するもの。(日本電子認証株式会社法人認証カードサービス含む)
なお、電子証明書の申請受付、発行等は、法人等の登記を管轄する全国の登記所のうち指定を受けた登記所で行われています。

(公式サイト) <http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/>

株式会社帝国データバンク (電子委任状取扱事業者)

TDB電子認証サービス Type A1に係る認証局が作成する電子証明書

(公式サイト) <https://www.tdb.co.jp/typeA/>

東北インフォメーション・システムズ株式会社

TOINX電子入札対応認証サービスに係る認証局が作成する電子証明書

(公式サイト) <https://www.toinx.net/ebs/info.html>

日本電子認証株式会社

AOSignサービスG2に係る認証局が作成する電子証明書

(公式サイト) <https://www.ninsho.co.jp/aosign/index.html>

株式会社NTTネオメイト (電子委任状取扱事業者)

e-Probatio PS2サービスに係る認証局が作成する電子証明書

(公式サイト) <https://www.e-probatio.com/>

セコムトラストシステムズ株式会社 (電子委任状取扱事業者)

セコムパスポート for G-IDに係る認証局が作成する電子証明書

(公式サイト) <https://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgid.html>

三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (電子委任状取扱事業者) (旧ジャパンネット株式会社)

DIACERTサービスに係る認証局が作成する電子証明書
DIACERT-PLUSサービスに係る認証局が作成する電子証明書

(公式サイト) <https://www.diacert.jp/plus/>

地方公共団体組織認証基盤 (LGPKI)

地方公共団体 (LGPKI) の認証局が作成する電子証明書
※第四次LGPKI (LGPKI組織認証局R2) から発行されたベンディオ社のUSBトークンもご利用いただけます。



政府共用認証局 (官職認証局)

政府共用認証局 (官職認証局) が作成する電子証明書

(公式サイト) <https://www.gpki.go.jp/osca/index.html>

電子証明書の有効期間等

1. 電子証明書の有効期間

電子証明書の有効期間 (証明期間) は、それぞれ発行する認証機関で定められることになっており、各認証機関に確認する必要があります。
公的個人認証サービスにおいては、ICカードにより有効期間が異なりますので、「公的個人認証サービスポータルサイト 電子証明書の有効期間」をご覧ください。

また、商業登記認証局の場合、3か月から27か月まで3か月単位で利用者が指定できることとなっています (平成31年4月末現在)。

2. 電子証明書等の取得費用

電子証明書の取得費用は、それぞれ電子証明書を発行する認証局によって定められるものであり、発行する認証局によって異なります。
「公的個人認証サービス」に係る電子証明書を取得するためには、マイナンバーカードの交付申請を行い、マイナンバーカード (電子証明書が標準的に組み込まれます。) を取得します。マイナンバーカードの交付申請に係る手数料は、当面は無料です。(再発行の際は、原則として手数料が必要です。)
また、「商業登記認証局」の場合は、証明期間が12か月の場合、7,900円となっています (平成31年4月末現在)。

3. ICカードリーダーライタ等

マイナンバーカードなど、ICカードに組み込まれた電子証明書をご利用の方は、電子証明書のほかにICカードリーダーライタが必要になります。
また、マイナンバーカード以外の電子証明書をご利用の場合は、電子証明書を使用するための専用ソフトが必要になる場合がありますので、それぞれのインストールマニュアル等に従い、インストール及び設定を行ってください。
詳しくは、ご利用の電子証明書の発行元に確認してください。



国税庁 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 法人番号7000012050002

[このサイトについて](#) [ご意見・ご要望](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [利用規約・免責事項・著作権](#) [プライバシーポリシー](#)

国税庁Copyright © NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.

「石油ガス税の申告を e-Tax で」の裏面
→ 「e-Tax を利用するには」
→ 「◆e-Tax ソフトをインストールする」のご案内です。

インストールの手順は以下のとおりです。

- ① ルート証明書のインストール
- ② e-Tax ソフト（共通プログラム）のインストール

なお、Windows 環境下では、e-Tax 関係の URL を信頼済みサイト及びポップアップブロックの許可サイトに登録しないと正しく動作しない場合があります。

その際は、上記①の後、「信頼済みサイト登録ツール」をダウンロードしていただき、上記②を行ってください。

次ページ以降については

国税庁ホームページ → e-Tax → 「目的から探す」の「ご利用の流れ」
→ 「2.ダウンロード型ソフト・コーナー」の「e-Tax ソフト」に掲載しています。




e-Taxソフトについて

- (1) e-Taxソフトとは (2) e-Taxソフトのインストール (3) 使用に当たっての注意事項
- (4) e-Taxソフトのバージョンアップ (5) 追加インストール [関連情報](#)

(1) e-Taxソフトとは

e-Taxソフト「メイン画面」



e-Taxソフトとは、申告書等の様式に準じた入力画面に必要事項を入力することで申告等データを作成するソフトです。

また、青色申告決算書、収支内訳書、勘定科目内訳明細書など利用者が自ら作成する添付書類の様式が指定されているものについての作成にも対応しており、申告等データとともに送信することが可能です。

e-Taxソフトで作成可能な手続については、「[利用可能手続一覧](#)」をご確認ください。

[拡大表示](#)

(2) e-Taxソフトのインストール

e-Taxソフトは、以下のリンク先からダウンロードができます。

e-Taxソフトをご利用になるには、インストーラの実行時に表示される「国税電子申告・納税システム利用専用ソフトウェア(e-Taxソフト)の使用許諾書」に記載されているすべての条項に同意いただくことが必要となります。

[e-Taxソフトをダウンロードする](#) ← クリックして次ページ

e-Taxソフトダウンロードコーナーのご利用に当たっては、以下の点にご注意ください。

1. e-Taxソフトをダウンロードし、全ての機能を利用するには利用番識別番号等が必要となります。
2. e-Taxのご利用に当たっては、申告等データへの電子署名が必要となりますので、[電子証明書](#)をあらかじめ取得する必要があります。

▼ (参考)e-TaxソフトのCD-ROMによる提供の終了について

(3) 使用に当たっての注意事項

e-Taxソフトの使用に当たっての共通的な注意事項や、所得税、法人税などについての個別の注意事項がありますので、ご確認ください。
 なお、できるだけ簡便に帳票が作成できるよう、入力項目によっては自動計算を行います。但し、態様により計算方法が異なる場合もあるため、必要に応じて自動計算の結果を上書きで入力していただく必要があります。
 そのため、それぞれの帳票を作成する際には、対応する帳票のヘルプ及び以下の注意事項を参考にしてください。

▼ 共通的な注意事項

▼ 所得税関係の注意事項

▼ 法人税関係の注意事項

(4) e-Taxソフトのバージョンアップ

税制改正による様式の変更等のため、定期的にe-Taxソフトをバージョンアップしますので、ご利用の際には最新版を追加ダウンロードしてください。
 バージョンアップは、e-Taxソフトを起動した際に表示される「バージョンアッププログラム接続確認」画面からインターネットに接続し、「バージョン確認」画面から行います。

▼ 「バージョン確認」画面について

これまでのバージョンアップ情報については、「[e-Taxソフト更新履歴](#)」からご確認ください。

(5) 追加インストールについて

e-Taxソフトをインストールした際に選択しなかった税目とその税目の帳票ファイルを後で追加したい場合は、必要な税目をダウンロードサイトから追加してください。なお、インストールを行う際には、管理者権限が必要となります。

ダウンロードサイトから税目を追加する

e-Taxソフトを起動すると、「バージョンアッププログラム接続確認」画面が表示されます。「OK」ボタンをクリックすると、インターネットに接続します。

次に、「バージョン確認」画面又は「更新済みメッセージ表示」画面が表示されますので、「追加インストール」をクリックして、追加インストールを行ってください。

詳しくは、「[e-Taxソフト操作マニュアル](#)」の「付録-付録2 e-Taxソフトのメンテナンス-付録2-4追加インストールを行う」を参照してください。

関連情報

e-Taxソフトダウンロードコーナー	利用可能手続一覧	e-Taxソフト更新履歴
マイナンバーカード方式について	e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーの利用規約	e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナーについてよくある質問



e-Taxソフトのダウンロードコーナー

e-Taxソフトのダウンロードは、以下の手順を実施してください。

開始届出書の提出時に既にルート証明書等のインストール等を完了している方は、「[ルート証明書等のインストール](#)」は不要です。

1 利用規約の確認	2 利用環境の確認	3 ルート証明書等のインストール
✓	✓	✓
4 e-Taxソフトのダウンロード	5 税目プログラムのインストール	6 e-Taxソフト操作マニュアル
✓	✓	✓

(1) 利用規約の確認

国税電子申告・納税システムの利用及びe-Taxソフトのダウンロードに当たっては、次の利用規約のすべての条項に同意いただく必要がありますので、ご利用前に必ずご確認ください。

なお、ダウンロードコーナーを利用された方は、利用規約に同意したものとみなされます。

- ① 国税電子申告・納税システムの利用規約
- ② ダウンロードコーナーの利用規約

(2) 利用環境の確認

e-Taxの利用に当たり、受付システムについては、ハードウェア、オペレーティングシステム(OS)及びWWWブラウザに関して、次のような環境を推奨しています。推奨環境とは、国税庁において動作を確認した環境です。

▼ ハードウェア

OS	ブラウザ	PDF閲覧
Microsoft Windows 8.1 ※「 <u>デスクトップモード</u> 」の場合に限ります。	Microsoft Internet Explorer 11	Adobe Acrobat Reader DC
Microsoft Windows 10	Microsoft Internet Explorer 11 Microsoft Edge (Edge HTML)	

スクロール ↓

- ※ サポートが終了しているOS等を含め、上記以外は推奨環境外となりますので、使用できないおそれがあります。
- ※ WWWブラウザは、Windowsでは32bit版をご利用ください。
- ※ OSについては、いずれも日本語版であることが必要です。
- ※ OSには、最新のサービスパック等を適用した上でご利用ください。
- ※ インストール・アンインストール・バージョンアップを行う際には、管理者権限が必要となります。

(注1) 留意事項をご確認の上、e-Taxをご利用ください。

(注2) Microsoft Windowsの64bit版をご利用の場合、e-Taxソフトをご利用になれない場合がありますので、ご注意ください。

(注3) Mac OS をご利用の方は、e-Taxソフトをご利用いただけません。

(3) ルート証明書等のインストール

ルート証明書等のインストール

e-Taxのご利用に当たっては、ご使用のパソコンに政府共用証明書(官職証明書)、政府共用証明書(アプリケーション証明書2)のルート証明書・中間証明書及びセコムパスポート for WebSR3.0のルート証明書・中間証明書をインストールする必要があります。

ルート証明書・中間証明書をまだインストールされていない方は、以下のルート証明書・中間証明書のインストールに関するマニュアルを確認の上、ルート証明書・中間証明書インストーラをダウンロードし、インストールしてください。

[ルート証明書・中間証明書インストーラ \(exe形式: 約4.4MB\)](#)

← クリックしてインストール

[ルート証明書・中間証明書のインストールに関するマニュアル PDF](#)

← マニュアルもあります。

▼ 注意事項

▼ インストーラから正常にルート証明書・中間証明書がインストールできなかった場合

信頼済みサイト及びポップアップブロックの許可サイトへの登録

Windows環境下では、e-Tax関係のURLを信頼済みサイト及びポップアップブロックの許可サイトに登録しないと正しく動作しない場合があります。

信頼済みサイトへの登録をされていない方は、以下の信頼済みサイト登録ツール操作マニュアルを確認の上、信頼済みサイト登録ツールをダウンロードし、信頼済みサイトへの登録をしてください。

[信頼済みサイト登録ツール \(exe形式: 約4.5MB\)](#)

← クリックして登録

[信頼済みサイト登録ツール操作マニュアル PDF](#)

← マニュアルもあります。

▼ 注意事項

▼ 上記の登録ツールで信頼済みサイトに正常に登録できなかった場合

(4) e-Taxソフトのダウンロード

以下のリンクから、e-Taxソフト(共通プログラム)のインストーラをダウンロードし、実行してください。

[e-Taxソフト\(共通プログラム\)のインストーラ \(exe形式: 約49.2MB\)](#)

← クリックしてインストール

[e-Taxソフト\(共通プログラム\)インストールに関するマニュアル](#) PDF

← マニュアルもあります。

(5) 税目プログラムのインストール

e-Taxソフトを起動し、申告・申請等の作成、電子納税等の各手続を行うために、必要な税目のプログラムをインストールします。

[e-Taxソフト\(税目プログラム\)インストールに関するマニュアル](#)

e-Taxソフトから、必要な税目のプログラムが正常にインストールできない場合には、次のマニュアルに従って個別にインストールしてください。

[e-Taxソフト個別インストールに関するマニュアル](#) PDF

[ダウンロード一覧](#) PDF

(6) e-Taxソフトの操作マニュアル

必要な税目のプログラムのインストールまでが完了しましたら、e-Taxソフトのインストール作業は完了です。
詳細なご利用方法は、「[e-Taxソフトの操作マニュアル](#)」をご確認ください。

国税庁 〒100-8978 東京都千代田区錦が岡3-1-1 法人番号7000012050002

[このサイトについて](#)

[ご意見・ご要望](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

[利用規約・免責事項・著作権](#)

[プライバシーポリシー](#)

国税庁Copyright © NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.